

防府市緊急通報体制整備事業実施要綱

平成28年12月8日制定

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らしの高齢者、重度心身障害者等に対し、緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、当該高齢者等の心身状態の急変や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、安否確認並びに日常生活に関する健康及び医療相談（以下「相談」という。）を行うことにより、在宅生活の支援を行い、福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は防府市とする。ただし、事業の実施の一部を、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、重度心身障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳1級若しくは2級の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者又は療育手帳Aの所持者
- (2) 難病指定を受けている者

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により日常生活上注意を要する者
- (2) 75歳以上の高齢者のみで世帯を構成している者
- (3) 重度心身障害者等のみで世帯を構成している者
- (4) おおむね65歳以上の慢性疾患等を有する高齢者又は重度心身障害者等であり、同居する家族が日中不在であること等により、緊急時の通報が困難であると認められる者

2 前項を満たす者が同一世帯に複数人いる場合であっても、一世帯に対

する機器設置台数は原則として一台とする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 装置の利用者（以下「利用者」という。）からの緊急通報等に係る受発信を24時間体制で行うこと。
- (2) 利用者からの緊急通報に対し、必要に応じて救急車の手配や緊急連絡先への連絡をすること。
- (3) 利用者からの相談に対し、その内容に応じて有資格者が適切に対応すること。
- (4) 月に1回以上、電話により利用者の安否確認を行うこと。
- (5) 必要に応じて利用者の自宅に駆け付け、状況確認及び緊急連絡先への連絡をすること。

(申請)

第6条 装置の利用を希望する者は、防府市緊急通報装置利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。なお、緊急連絡先がある場合は、緊急連絡先承諾書（第2号様式）も併せて提出するものとする。

(決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに必要事項を調査の上、利用の可否を決定し、当該申請者に防府市緊急通報装置利用決定（却下）通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第10条第3項、第4項及び第5項に規定する利用者の負担又は賠償を不正に免れるために装置の利用を取りやめたと認められる者並びに第13条第2号及び第3号に規定する理由により利用の取消しをされた者からの申請があった場合、当該申請を却下することができる。

(利用の制限)

第8条 前条の規定により利用の決定を受けた者は、その責において、貸与された装置を良好な状態に維持し管理しなければならない。

2 利用者は、貸与された装置及びこれに関する権利を譲渡し、転貸し、又は

担保に供してはならない。

(装置の種類)

第9条 市長は、利用者に対し、次のいずれかを貸与するものとする。

(1) 固定型緊急通報装置及び無線ペンダント

(2) 携帯型緊急通報装置

(費用)

第10条 装置の利用に要する費用並びに装置から発信する緊急通報及び相談に係る通話料は市の負担とする。

2 定期的な保守点検に係る費用、それにより必要になった部品等の交換費用、装置の老朽化又は不可抗力に起因する修理・交換費用及び移設・撤去に係る費用は、市の負担とする。

3 利用者が装置を故意に破損させた場合には、利用者がその損害を賠償しなければならない。

4 装置の全部又は一部を紛失した場合には、利用者がその損害を賠償しなければならない。

5 利用者が任意に行った保守及び点検の費用については、利用者の負担とする。

(緊急連絡先の変更等)

第11条 利用者は、緊急連絡先を廃止する場合は、緊急連絡先変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 利用者は、緊急連絡先を変更する場合には、緊急連絡先変更届（第4号様式）及び緊急連絡先承諾書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(申出)

第12条 利用者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに市長に申し出なければならない。

(1) 第4条第1項各号のいずれに規定する要件にも該当しなくなるとき。

(2) 装置の破損又は紛失を確認したとき。

(3) 装置の利用が必要でなくなったとき。

(利用の取消し)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、装置の利用を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項各号のいずれに規定する要件にも該当しなくなったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が装置を利用することを不相当と認めたとき。

(申請の省略)

第14条 防府市緊急通報装置設置事業実施要綱第5条第1項に定めるところにより貸与の決定を受け、引き続き、装置の利用を希望する者は、第6条の規定にかかわらず、防府市緊急通報装置利用申請書（第1号様式）の提出を省略することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

防府市緊急通報装置利用申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

防府市緊急通報体制整備事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

	申請者 (利用者)	同居者
ふりがな 氏名		
生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)	大・昭・平 年 月 日 (歳)
住 所	〒	
電話番号 (固定電話)		
電話番号 (携帯)		
住居様式	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> () 階建て <input type="checkbox"/> 集合住宅 (階建ての 階) <input type="checkbox"/> その他	
緊急時の入口		
貸与希望の機器種類	<input type="checkbox"/> 固定型 <input type="checkbox"/> 携帯型	
障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 身体1・2級 <input type="checkbox"/> 療育A <input type="checkbox"/> 精神1級 <input type="checkbox"/> 身体1・2級 <input type="checkbox"/> 療育A <input type="checkbox"/> 精神1級	
慢性疾患・難病名		
かかりつけ医(病院名)		
装置設置の 日程調整の連絡	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 (氏名:) <input type="checkbox"/> その他 (氏名: 電話番号:)	
右ページの『承諾内容 同意確認欄』をご確認の上、署名をお願いします。		

※内容についてご確認いただき、☑をお願いします。

使用者	同居者	同意事項
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)防府市緊急通報装置利用申請書(第1号様式)に記入した私の個人情報を、防府市が本事業を委託する業者に提供すること。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2)防府市と防府市が本事業を委託する業者のそれぞれが収集した私の個人情報を、本事業の目的の範囲内で、相互に情報提供し合うこと。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3)緊急時に、駆け付け業務を担う業者、緊急連絡先になっている者、消防署員及び防府市職員が住居内へ立ち入ること。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(4)上記(3)で万が一、住居等の一部に破損が生じて、賠償責任を問わないこと。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5)緊急通報装置本体及び無線ペンダントを、紛失又は故意に破損させた場合には弁償すること。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6)NTTアナログ回線以外の電話回線で固定型緊急通報装置を利用する場合には、以下の①と②を承諾した上で設置すること。また、このことにより損害が生じて、防府市及び防府市が本事業を委託する業者に賠償責任は問わないこと。 ①電話回線事業者の設備及び配線網の不具合や、停電により、緊急通報等ができない場合や緊急通報等が遅れる場合等があること。 ②警備会社等の警報機器が既に設置されており、それと併用して接続した場合、電話音声に雑音が入ることや警報機器の不具合が生じる場合があること。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7)市が、私の要介護認定等の申請及び認定に関する情報並びに生活支援サービスの受給の情報を所有する場合、緊急時にその情報を使用すること。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(8)防府市緊急通報体制整備事業実施要綱第4条の規定による対象者の確認のため、住民基本台帳、要介護認定等の申請及び認定に関する情報、身体障害者手帳等の受給状況及び私が受けている生活支援サービスの受給状況について市が調査すること。

防府市緊急通報体制整備事業の申請にあたり、上記の全てについて同意しました。

年 月 日

署名 (申請者) _____

署名 (同居者) _____

民生委員確認欄 (ア)～(エ)のいずれかに☑をしてください。

【緊急時の通報が困難である場合は、意見欄への記入をお願いします。】

- (ア) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により日常生活上注意を要する者
- (イ) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (ウ) 重度心身障害者等(※)のみの世帯
- (エ) おおむね65歳以上の慢性疾患等を有する高齢者又は重度心身障害者等であり、同居家族が日中不在等、緊急時の通報が困難であると認められる者

【担当民生委員意見欄】(通報が困難となる理由をご記入ください。)

- 慢性疾患 () 世帯状況等 ()
- その他

_____ 地区民生委員 氏名 (署名)

(※) 重度心身障害者等：身体障害者手帳1級若しくは2級の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者又は療育手帳Aの所持者若しくは難病指定を受けている者

第2号様式

緊急連絡先承諾書

(宛先) 防府市長

私は、申請者が緊急通報装置を利用するに当たり、以下の場合に、私に連絡があること及び記入した私の個人情報を防府市が本事業を委託する業者に提供することを承諾します。

【緊急連絡先の方へ連絡する場合】

- ①利用者から、緊急通報を受信センターが受けた後、利用者に連絡が取れない場合には、受託業者が駆け付け、利用者の安全確認後、緊急連絡先の方に状況をご連絡します。
- ②緊急事態の場合には、消防本部に救急車の手配をするとともに、緊急連絡先の方にご連絡します。
- ③必要に応じて、緊急連絡先の方に鍵の持参を依頼します（緊急連絡先の方が鍵をお持ちの場合のみ）。
- ④月1回以上、利用者に受信センターが安否確認を行います。安否の確認が取れない場合には、受託業者が駆け付けるとともに、緊急連絡先の方にご連絡します。

1	氏名			
	住所			
	生年月日		性別	男・女
	申請者との関係			
	電話番号			
	対応不可の時間			

2	氏名			
	住所			
	生年月日		性別	男・女
	申請者との関係			
	電話番号			
	対応不可の時間			

3	氏名			
	住所			
	生年月日		性別	男・女
	申請者との関係			
	電話番号			
	対応不可の時間			

防府市緊急通報装置利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

防府市長

年 月 日付けで申請のあった緊急通報装置の利用について、防府市緊急通報体制整備事業実施要綱第7条第1項に基づき下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決定

利用者	住所			
	ふりがな氏名	生年月日	年	月 日
緊急連絡先①	住所			
	ふりがな氏名	電話番号		
緊急連絡先②	住所			
	ふりがな氏名	電話番号		
緊急連絡先③	住所			
	ふりがな氏名	電話番号		

- ・ 設置日時は委託業者（業者名）から直接ご連絡します。
- ・ 次のいずれかに該当する場合には、速やかに申し出てください。
 - (1) ご家族等と同居され、防府市高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱第4条第1項各号のいずれの要件にも該当しなくなるとき。
 - (2) 装置の破損又は紛失を確認したとき。
 - (3) 装置の利用が必要でなくなったとき。

2 却下 次の理由により、利用することはできません。